

平成31年 第2回

教育委員会臨時会会議録

平成31年1月22日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2513号

平成31年第2回臨時会

日 時 平成31年1月22日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕

「欠席委員」	委 員	薩 田 知 子
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	兵 藤 淳

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 2 港区立郷土歴史館の招待券の発行について

日程第2 協議事項

- 1 旧三光小学校の暫定活用について(案)
- 2 埋蔵文化財等の保管について(案)

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成30年度教育委員会表彰受賞者について
- 2 平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係

- る「今後の取組の方向性」の事後点検内容について
- 3 港区立みなと科学館ロゴマークの公募について
  - 4 港区スポーツセンタープールの休止について
  - 5 港区立小・中学校における「平成29年度 学校給食費未納状況」について
  - 6 小学校入学前校育カリキュラムの改訂について
  - 7 平成30年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
  - 8 卒業式あいさつについて
  - 9 後援名義等の12月使用承認について
  - 10 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について
  - 11 生涯学習スポーツ振興課の12月の各事業別利用状況について
  - 12 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について
  - 13 図書館・郷土資料館の12月行事实績について
  - 14 図書館の12月分利用実績について
  - 15 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について
  - 16 2月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから平成31年第2回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は薩田委員から欠席の届け出がございましたので、よろしく申し上げます。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いいたします。

○小島委員 はい。

## 日程第1 審議事項

### 1 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 それでは日程第1、審議事項に入ります。

議案第6号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは本日付議案資料ナンバー1をご覧くださいと思います。議案第6号になりまして、特別展示室の観覧料についてでございます。資料1の2枚目をご覧くださいと思います。

審議内容につきましては、港区立郷土歴史館の特別展示室で開催をします企画展「平成と港区」の観覧料を下記のとおり決定したいと考えてございます。平成への改元から30年の節目を迎えたということで、また4月30日には今上天皇の退位に伴い平成の時代が終焉を迎えるということで、それを記念として、今回は企画展を開催したいと考えてございます。

企画展の名称につきましては「平成と港区」、開催時期に関しましては31年2月16日から31年5月26日日曜日までをと考えてございます。

観覧料につきましては、特別展のみを観覧する場合は大人200円、小中高校生は100円、常設展と同時に購入した場合は大人100円、小中高生については100円を引きますので0円という形になります。

次のページをご覧くださいと思います。参考になりますけれども、セット券として購入していただいた場合は、常設展とともに見ていただく場合は大人は400円、団体の場合は320円、小中高生の場合は、セット券の場合は一般は100円、団体の場合は80円になります。ただし、区内の在住在学の小中高校生と区内在住の65歳以上の方、また障害者の方及びその介助者の観覧料は免除となります。

以上が観覧料の説明になります。ご審議の程よろしく申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見を申し上げます。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第6号について、原案どおり可決することにご異議ございません

か。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第6号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 港区立郷土歴史館の招待券の発行について

○教育長 次に、議案第7号「港区立郷土歴史館の招待券の発行について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは本日付議案資料ナンバー2をご覧くださいと思います。議案第7号でございます。「郷土歴史館の招待券の発行について」でございます。

資料ナンバー2の2枚目をご覧くださいと思います。本件の審議内容といたしましては、郷土歴史館の魅力を広く伝えるため、常設展示室及び特別展示室を観覧できる招待券を発行したいと考えてございます。

1番、「発行理由」でございますけれども、平成30年11月1日に開館しました歴史館を広く知っていただきたいということ。来館者が感じた歴史館自体の魅力をそれぞれに発信していただくことで、より多くの方々の来館につなげたいと考えてございます。根拠条令といたしましては、歴史館条令7条と施行規則第3条第1項第5号に基づきまして、今回は観覧できる招待券を発行したいと考えてございます。

発行枚数は1,000枚を上限と考えてございます。

配布先につきましては、教育委員会等を考えてございます。

有効期限は、1年間を迎える平成31年10月31日までを考えてございます。

参考でございますが、こちらのこういった割引券等を考えております。こういったデザインを考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ををお願いします。

○小島委員 配布先が「教育委員会等」と書いてあるのですが、「等」というのはどんなところなのですか。

○図書文化財課長 こちらにつきましては、例えばミュージアムネットワークの関係であったり、我々の館の周知をしていただけるようなところであったり、またそのほかに、例えば展示に必要なものを借りた方々にも見ていただいて、どういう状況になっているのかということを含めて色々と知っていただいた上で、またご紹介いただきたいと考えてございます。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

他団体においてもこういったものを配っていると思うのですが、その際にどういう形でそれを決めてきたのかというのは調べていますか。

○**図書文化財課長** 各特別区の方には実は電話をして、どういうふうに決めたのかということをお願いしています。ほぼほぼ何の規定もなく招待券を発行しているというところで、1区だけが課長決裁をとって発行しているということでした。ただし、今回、我々の方は、ここに報告する上では、やはり条令であったり規則であったりに照らした上で、教育委員会が認めるものということがありますので、それはちゃんと審議していただいた方がいいのかと思ひまして、今回は審議として上げさせていただいたものでございます。

○**教育長** 分かりました。そうすると、港区はきちんと教育委員会で決めたということになります。ちなみにこの招待券を配るのは誰ですか。

○**図書文化財**

こちらは、お借りしたという場合は館の方で直接配りたいと考えてございますが、例でいきますと、例えば特別職の皆さんであったり、教育委員の皆さんであったり、本当に館の魅力を知っていただいている方々から、また多くの方に知っていただいて、効果のある方を選んでいただきたいと思っておりますので、区にゆかりのある方とか、区に例えばこの前みたいな視察の旅行に来られた方とか、色々なことがあると思ひますので、その時々で判断をしていきたいと思ひてございます。

○**教育長** 外の方に招待券を配って、その人をベースにして関係ある多くの人の来館につなげるというのはいいのですけれども、教育委員会職員とか、場合によって区長部局の管理職とか、区の職員全部というわけにはいかないと思ひますが、そういう人たちにあの施設を見てもらって、そこからの発信というのも有効だと思ひます。もちろん視察で見てもらう。そういうことも考えてほしいと思ひます。

○**図書文化財課長** そういった視察というか、庁内の施設説明会であったり、そういった見る機会ということを企画させていただきたいと思ひます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**山内委員** この発行の目的が、できるだけ歴史館を周知して、魅力を伝えるということであって、だからこそ枚数が、上限が1,000枚で10月31日までとなっております。一方でさっき協力してくださった方々にも配布しますということなのですが、これはもう今後、開館当初だけではなくて、常に展示をするときは、協力をしてくださった本人にその招待券を渡すというのは当然のことなので、おそらく協力をしてくださった方の招待券と周知のための招待券というのは意味合いが違うのだらうと思ひます。ですから、協力してくださった方には別にこの期限に限らず、今後も当然、その都度、特別展の都度、協力者に渡すというのはあっていいことだと思ひます。

他方で、周知をするということであると、どういう人たちに見てもらおうとさらに効果的であるか。つまり、どういうところに配ったら実際に来てくれて、もっと言えば、さらに人を巻き込んで来てくれたか、そこがある程度見ると、また次にどういうセグメントに対してアプローチしていけばいいかということも分かるので、細かいことは必要ないのですけれども、ある程度、通し番号を振っているのであれば、大体何番から何番はどういうところに渡したかというのが大雑把に分かっていて、実際その後の反応がどうだったか、そういうのも分析しながら次に活かしていけるといいと

思いますので、そういう今後の戦略につながるようなことも考えておいてもらいたいと思います。

○**図書文化財課長** 招待券のナンバリングの方を1番から1,000番までということで振ろうとしておりまして、金券と同じ扱いですので、どういったところに何番が行っているのかというのは我々の方で把握をする予定になってございますので、その中で分析が可能になるかと思えます。貴重なご意見をありがとうございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第7号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**教育長** ご異議がないようですので、議案第7号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 日程第2 協議事項

### 1 旧三光小学校の暫定活用について(案)

○**教育長** 次に、日程第2、協議事項に入ります。「旧三光小学校の暫定活用について(案)」説明をお願いします。

○**教育企画担当課長** それでは、「旧三光小学校の暫定活用について(案)」ということで、ご協議をお願いいたします。

協議内容につきましては、素案でご決定をいただいた内容と同様の内容で、旧三光小学校の文化財保管場所、学童クラブ、保育室としての暫定活用を平成34年度末までといたしまして、平成35年度以降、小学校等の改修時の仮設校舎として活用していくというものでございます。

これまでの経過といたしまして、前回、素案でこの方針をご決定していただきました後、地元の方に参りまして、その活用を、今、旧三光小を活用している学童クラブの保護者の方、あるいは旧三光小学校当時の学区にある町会長の皆様、こういったところへのご説明の機会を設けさせていただいたというものでございます。その結果、この素案の内容を変更するようなご意見ですとか、そういったものは特段ございませんでしたので、今回、素案と同様の内容の案ということでご協議いただくということになっております。

それでは、地元の方からどのようなご意見ですとかご質問が出たのかということで、これにつきましては、A4横の別紙4というものををご用意させていただいております。タブレットの方では6番のところからになります。別紙4かがみといたしまして説明会ということで、まず11月に学童クラブの保護者説明会がございました。10名の方にご参加いただいております。12月と1月に町会長の皆様への説明ということで、こちらは8名の方に参加いただいております。「意見の種別と対応状況」ということで区分してございます。意見全体で19件ということでございますけれども、ご意見の内容が、今後活用していくに当たってこういう点に配慮してほしいとかいったことで、この素案の中身自体については問題ないのだけれども、今後進めていく中でやってほしいというよ

うなお話が4件ございました。それ以外の15件につきましてはご質問ということになっておりまして、考えはそのときにもご説明しているというものでございます。

おめくりいただきまして、タブレットの方ですと7の方からになります。この中で、19件のものを内容と考え方というものをまとめています。内容の最後に、学童の保護者の方と町会長ということでやりましたので、それぞれどちらから出ていたのかというのを記載させていただいております。

主なものといたしまして、1番、2番、3番ということでございますが、これは将来的な人口なども見据えて、どういうふうに活用していくかというご質問でございます。中には、子どもの数も増えているようだけれども白金の丘小学校は大丈夫なのですかというようなご質問もございました。これに対しては、人口推計等でも増加が見込まれておりますけれども、多目的スペースを活用することで、現在のところ対応できると見込んでいるといったお答えをさせていただきました。

保育室の関連でいきますと、3番ですとか6番のところでございます。今、校庭に建っている保育室なのですけれども、34年度末までということで、これはどのようになるのかというような話でございました。これに関しては、一つは、旧神応小の方に保育園を計画しておりますので、そちらも受皿の一つになるということでお答えをさせていただいております。

7番、8番でございます。7番につきましては、町会の方から、実際に35年度からは仮校舎として全体を使うというようなことなのですが、それまで、平成34年度末まで、なおかつ、教育センターが32年3月をもって虎ノ門三丁目に移転をしまして、スペースもできるというようなところもありますので、こういったところで町会の方でも使えるような何かできないかというようなご意見もいただいております。この辺の教育センターの跡の活用に関しては今後検討していくということになっておりますので、その旨、お答えをしたということでございます。

続いて、子育て施設の計画が今進んでいるけれども、将来的に高齢者施設の整備というのも考えてほしいというご意見でございました。これに対しましても、当面というか、35年度から何年かは仮校舎という形での計画をしておりますけれども、今、あくまで暫定活用という形での計画でございますので、その先、将来的な本格活用に関しては改めて検討していくというお答えをしております。

おめくりいただきまして、タブレットの方ですと8になります。それ以外に、13番ですとか、こういったところで賛成いただいて、実際に仮校舎として活用していく際に効率的に活用してほしいということで、結果的にせつかくの有益なスペースが使われていない状況が発生しないように活用してほしいというようなご意見でございました。この辺は、計画を立てて、空きが生じないように活用していきますというお答えをしております。

15番、16番ですとか、防災面でのお話もございました。実際、白金の丘学園で防災訓練をやっているということなのですが、体育館の中で町会当たりの割合、スペースが限られているということがあって、旧三光小もというようなことでもございました。これに関して、現状を伝えさせていただいて、実際に旧三光小についても区民避難所という位置づけは現在も変わっておりませんの

で、その辺をご説明させていただきました。

16番ですと、帰宅困難者対策のお話ですとか、そういった形です。

最後18番、19番の方では埋蔵文化財のお話が出ておりました。今後、どうしていくのか。あと保存がどうしても必要なのかというようなご質問もいただいております。

以上、地元へのご説明に伺った際のご意見ですとか考え方というのをまとめたものでございます。これを踏まえまして、素案の内容どおり進めさせていただければということで今回ご協議をお願いしているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

別紙4中に記載のある町会は10町会ですか。

○教育企画担当課長 はい、関連10町会でございます。

○教育長 そうすると12月6日と1月18日、それぞれ何人来たのですか。

○教育企画担当課長 まず12月6日が4名様、いらっしゃいまして、1月18日も4名様ということでございます

○教育長 そうすると、1町会1人ということであれば、10町会で8名だから2町会は来ていないということになりますか。欠席された町会の方たちに対してはどうか対応するのかということと、この8名の内訳を教えてください。

○教育企画担当課長 まず8名につきましては、それぞれ各8町会の代表の方が来ていただきました。あと、この会を開くに当たって高輪支所のご協力もいただきまして日程調整をさせていただいたというのもあります。その際に、今回参加していない2町会に関しましては、まずは、資料の提供をいただければそれで大丈夫ですというようなお答えをいただきまして、資料をご提供させていただいたということでございます。

もちろん、何か気になることがあればいつでもお問い合わせをいただければ、必要があればもちろん個別に説明も伺いますというようなことはお伝えした上で資料を提供させていただいたというような状況でございます。

○教育長 分かりました。

今後、この資料をどのように使うのか分からないのですが、別紙4の2ページ目の一番上には、「対応状況区分」とありますが、同じ別紙4の1ページ目の2番と表現が違うので、これは合わせておいてください。

それと、意見や質問に対する「教育委員会の考え方」として、ここまで言っているのかという箇所があります。例えば、8番の「教育委員会の考え方」として「仮校舎としての活用を終了した後の将来的な活用については、改めて検討していきます。」と言っていますが、質問の方は、特養とか高齢者施設整備を考えてもらいたい、あるいは両方を兼ね備えた施設を望みますということなのだけど、検討していきますとはっきり答えているのかということです。例えば高齢者や子ども施設の担当とかが同席した上での発言なのですか。区とオーソライズされた上という含みを持たせての

発言ですか。

**○教育企画担当課長** これに当たっては、お答えの意図としましては、まずは仮校舎として当面使っていくということは決まっていますけれども、その先のことは白紙の状態なので、今後本格活用については検討していくものですよというような、そういう趣旨でお答えをしたということございまして、高齢者施設に特化して検討するというような形でのお話ではなかったということございまして、当然、ご指摘のとおり何らか区でのオーソライズをもってこういうふうにしたかということでございますと、特段そういうものではございません。

**○教育長** 本格活用というのはいつですか。というのは、別紙1で、34年度末までの暫定活用はこういう内容で、また35年度以降も、「小学校等の改修時の仮校舎等として暫定活用」という記載があり、これも暫定活用ですよ。それでは、本格活用はいつなのかということになります。

**○教育企画担当課長** 実際には本格活用がいつなのかと言われますと、当面はそういう見込み、見通しというのはまだ決まっていないといえますか、そこまでの見通しは見えていないということでございます。

**○教育長** 地域の施設が空いているから何かに使いたい。例えば子どもの施設であるとか、高齢者の施設であるとか、あるいは会議等で自由に使える施設とか。区民の人達はほかの施設をつくってもらいたいという思いは当然あるはずですよ。そこでこういう発言をしてしまうと、ひとり歩きしてしまいます。

また、本格活用については、暫定活用はいつまでなのかという議論が一切されていないと思います。老朽化あるいは子どもの数が増えて活用するということは、現時点では決まっていないと思うのだけど、ある程度の計画はしておかなければいけないと思います。

**○教育企画担当課長** 終了時期までの話にはまだ至っていないというところだと思います。

**○教育長** 仮に何も使わない状態がそのままずっと続いてしまうことが気にかかるのです。34年度はすぐ来てしまうので、並行して考えないといけないと思います。例えば35年度以降の学校の建設計画、改修計画を立て、本格活用はこの時点からできます、その際にはこういう施設を入れたいと考えているので、これから検討していきますと言えないといけないと思いますよ。

**○小島委員** 前に高輪台小学校を改築するときに、バスで送ってほかのところを使ったという例があるのですが、初め反対運動があったのです。だから、「改修時の仮校舎等として暫定活用」と言うけど、それがきっちり計画どおり、いつからいつまでというのはなかなか難しい。簡単なようで難しいと思う。いつから使うかというのは。施設担当にうかがいますが、近々で校舎を建てかえる等の予定が入っているのはどこでしたか。今、赤坂中学校が行われていますが。

**○学校施設担当課長** 児童数が増えてきて、いよいよ内部改修で間に合わなくなるというような状況も数年後見えている学校、そういうものは把握しています。その上で、先程教育長からありましたけれども、今後、旧三光小学校を活用してその間工事をするということもいくつかあるということは今、調整というか検討をしているところです。その上で、おっしゃられたとおり、引っ越す、そちらにバスで向かうということで、すんと保護者の方が理解してくれるということは

また別にあるのだろなと思っています。

○小島委員 具体的にいつからいつまで、この学校で予定するとはなかなか決めにくい。決めなくてはいけないのだけれども、決めがたい。「そんな三光なんか遠いから嫌だよ」とか色々な反対意見が出てくるから。

○教育長 長期計画をつくりましたよね。子どもの数がどれだけ増加するかについては予測しているが、不確定要素ですよ。ただ、老朽化によって必ずその学校は、校内での工事ができないので、一時移転しなければいけないというのは、長期修繕計画、長寿命計画で分かりますよね。

○学校施設担当課長 こちらの方でも報告していただいた個別実行計画、あれは今の建物を夏休みの期間を用いて改修していく、そういう計画を前提としています。ですので、それ以上大規模になるとか、長期に至るとか、そういうものについては個別実行計画の中では定めてはおりませんけれども、高輪台小学校のように新しい機能とか価値をつけてやろうとすれば長期にわたることになります。その周辺で古い建物がもしあるのであれば、このように旧三光小学校を活用しなければいけないというようなレベル感の話は別にあると思います。

○教育長 そうすると、当面、老朽化によってここを使うというものはないということでしょうか。

○学校施設担当課長 この旧三光小の周辺には、例えば御田小学校、それから東町小学校、白金小学校、そういうものがございすけれども、その劣化の程度によっては主に手を入れなければいけないというものとすれば、例えば御田小学校というのは一つあろうかと考えています。

○教育長 老朽化ということですか。

○学校施設担当課長 はい、まずはですね。

○教育長 分かりました。

いずれにしても区民の方は、「空いた土地をどうするのか。使わないのはもったいない」という、考え方をされるので、その前にこういう計画があるというのを説明できるようにしないとダメだと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか

それではこの案件は以上とさせていただきます。

## 2 埋蔵文化財等の保管について（案）

○教育長 次に「埋蔵文化財等の保管について（案）」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは、本日付協議資料ナンバー2をご覧くださいと思います。こちらにつきましては、平成30年10月9日の教育委員会第10回定例会の方で、議案64号として素案として内容をご協議いただいたものでございます。つきましては、先程の一つ前の協議で説明がありましたとおり、地域での説明を終わった後、本日はそれを含めて協議をしていただきたいと思います。こちらに協議内容を記載させていただいておりますが、少し……なので、改めて本日の協議内容について述べさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

港区立郷土歴史館に保管し切れない埋蔵文化財の保管場所について、保管場所の候補地を区外にまで範囲を広げ、文化財保管施設を平成35年3月までに整備をしますが、平成35年3月までに本格的な文化財の保管施設が整備できない場合には、旧伊豆健康学園を暫定的に活用するという方針につきまして協議をお願いいたしまして、ご承認いただきたいと考えているところでございます。

先程のナンバー1の資料の別紙4の2ページのところの18番、19番のところの説明が先程ありましたが、旧三光小の埋蔵文化財の保護は今後どうするのかということで、「区外に保管場所を確保し、平成34年度末までに移設予定です」と。あと、埋蔵文化財は保存が必要なのですかというのが19番に書いてございまして、文化財保護法に基づいて適切に保管をする必要がございましてということでお答えをさせていただいております、その結果、素案から案をつくる段階では内容的な変更はございません。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いします。

前の協議事項の別紙4の18番では「区外に保管場所を確保し、平成34年度末までに移設予定です」と言っていますが、この協議事項ではそこまで言っていません。保管施設確保の候補地を区外にまで範囲を広げ、本格的な保管施設が用意できない場合は、区外である伊豆健康学園を暫定的に活用するとしている。

○図書文化財課長 すみません、こちらは区外にまでということで、こういった状況で話をしておりますが、訂正をさせていただきます。

「区外にまで保管場所を広げ」と、文言については同じような回答をしておりますので、説明の際には、本日の協議資料3ページの6番につけさせていただいておりますけれども、ここに記載させていただいた内容とおりで回答させていただいておりますので、間違った回答にはなってございません。この書き方が不十分でございましたので、訂正をさせていただきます。

○教育長 実際はこのように答えていないということでしょうか。

○図書文化財課長 はい、そうです。

○教育長 齟齬はないということですね。

○図書文化財課長 はい。

○教育長 「本格的な文化財保管施設ができない」、これが課題ですよね。これは、内容を見ていくと、仮称埋蔵文化財保管センターのことですよね。「埋蔵文化財保管センター」とは、どんなものなのですか。保管しているだけじゃなくて、保管プラスアルファの、むしろアルファの方が大変なのだろうけど、そういったセンターとはどんなものか、まず始めに理解しておかないと思いません。センター構想みたいなものがあるのでしょうか。

○図書文化財課長 区外を選定する際には、連携自治体であったり、これまで区と協力関係にある自治体などにお声がけをさせていただきたいと考えておまして、その中で色々な協議とかが今後進むと思いますので、内容については、保管場所としてまず確保させていただいた上で、お互いの自治体が負担にならない方向でどういった置き方、置かせてもらうことができるのかということ

協議しながら実施をしたいと考えておりますので、こういったあまり明確ではない書き方をされているというふうにご理解いただければと思います。

○教育長 課題となっているのは、できない場合ということなので、これありきになっていますよね。そこを聞いているのです。

○図書文化財課長 こちらは相手がある話で、ご提供いただけない場合、例えばなかなか確保できない場合についてということで、我々が民間でお金を出してお借りするのではなく、相手の自治体と協議した上でご提供いただく場所がないかということは今、協議を進めているところで、そういった意味なので明確には書いてないという状況でございます。

○教育長 そうじゃなくて、要は埋蔵文化財保管センターをつくらなければいけないということはどこかで決まっていれば、これが課題になるというのは分かるのだけど、どこかでセンターをつくることを決めているのですか。

○図書文化財課長 センターを必ずつくと決めているわけではなく、保管場所を確保するという答えになっています。

○教育長 そうであれば、協議内容の最後の2行はおかしくないですか。保管場所として旧伊豆健康学園を含めて区外にまで範囲を広めて決めればいいんですよね。

○図書文化財課長 旧伊豆健康学園につきましては、本格の活用としての区長部局の意思決定がされていないということで、今後使うのであれば暫定的にということで今受けているので、こういった……。

○教育長 それであれば保管センターをつくるというのが前提になっていませんか。センターをつくるということについては何も決まってないのですよね。ここで協議していただくのは文化財の保管場所を決めるということですよ。保管センターをつくる、つくらないではないはずですよ。

○図書文化財課長 保管場所が確保できない場合には旧伊豆健康学園を暫定的に活用するというところで協議をお願いしたいと思います。

○教育長 保管センター整備の検討が協議事項ではなく、保管場所の確保が協議事項ですよ。

○図書文化財課長 そうです。

○教育長 そうすると、35年3月までは伊豆健康学園以外の場所で、区外まで広げて、そこが整備できない場合は、35年4月から旧伊豆健康学園を暫定的に活用するということですか。

○図書文化財課長 そのとおりでございます。

○教育長 伊豆健康学園を保管場所としてなぜ本格活用しないのですか。

○小島委員 伊豆健康学園に保管するのはあまりよくないなという頭があるのですか。

○図書文化財課長 伊豆健康学園につきましては、保管場所として永続的に我々の方に使用許可するという状況にまだ至っていないので、こういう書き方をさせていただいているということでございます。

○小島委員 離れてしまうのですが、区外のどんなところで保管場所があるのですか。

○図書文化財課長 現在は区外には保管場所は確保してございません。ただしほかの自治体の方々

にお話をしているところは、使わなくなった学校とかがあるということで、そういった学校の活用とかができないかどうか、そういった話をさせていただいているところでございます。

○小島委員 その自治体自体も色々手いっぱい、使っていない学校を、廃校になった学校を使いたいという事情があるのだろうと思うのですが、港区が使わせてと言ったら、「はい、いいですよ」というところが結構ありそうなのですか。

○図書文化財課長 ありそうだという、候補を示していただいた自治体もございまして、ただ条件も色々ございますので、一概にどうだということではなく、協議中ということでございます。お話をまずさせていただく課題だということと考えていただければと思います。

○小島委員 その可能性があるから、35年までにそういう区外の自治体等で保管場所を借りられれば借りると。それが借りられないときは伊豆高原を使いたいという話ですか。

○図書文化財課長 はい。

○教育長 健康学園を暫定活用しながら本格活用する場所を見つけていくということですか。

○図書文化財課長 そうです。

○教育長 だから伊豆健康学園は本格活用すると言い切れないのですか。

○図書文化財課長 言い切れないのです。

○小島委員 ちょっと分からないな。伊豆だとまずいわけですか、保管場所としては。

○図書文化財課長 我々の要件としては十分満たしてはおりますけれども、我々の財産ではなく区長部局の財産で、本格活用についてはまだ検討中ということで、我々の方に所管替えができるという協議が調っていない状況でございます。

○小島委員 そういう意味で暫定なのですか。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 まずはしっかりした保管施設を探して、そこを保管施設とするということだと思いますが、今、保管センターという言葉も出てきていたので、それに絡めて言えば、要は単なる置き場所にするのか、保管している文化財について、それを研究であったりあるいは教育などに活用するための何らかの機能を持たせるのか。もっと言えば、拠点としての歴史館とどうここをつないで活用できるようにするか。そこまで考えたいということであれば、まず保管場所を見つけつつ、将来、先々その機能をつけるというところを視野に入れていくというのは、それは悪いことではないと私自身は聞いていて思いました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

協議事項1の別紙2に「埋蔵文化財等・学校歴史資料（一部を平成30年度中に郷土歴史館に移設）」と書いてありますが、この緑の部分について、一部分を移設するとなると、そこが空きますよね。そこは35年3月を待たず、スペースは別にして区民に提供できるのではないですか。

○図書文化財課長 今、どのものをどれだけ持っていかというのは確定はしていないのですけれども、部屋の中はかなり多数のものがあって、1部屋まるごと空けるとかではなく、各部屋からこれとこれだけを持っていきますよと分かれる予定で考えているので、大きく何部屋空きますよとは

考えてはいないところでございます。ただし、スペースの問題がある程度空けることができるようであればまとめるとかというのは、次の作業を考えていければと思っております。

○教育長 それは35年3月までかかる作業ですか。

○図書文化財課長 かかる期間については確定はしておりませんが、一方では空けるために神応小から持ってくるというのがあって、まずは来年度いっぱいかけて神応小のものを歴史館に持っていくものと旧三光小学校に持っていくもので分かれた上で、その上でどのくらい空くかというのを考えていかなければいけないということで、調整が今十分ではないところがあります。

○教育長 そうであれば、そのように別紙にも書かないといけないと思います。区民の側に立って資料調整説明しないといけないと思いますよ。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。

### 日程第3 教育長報告事項

#### 1 平成30年度教育委員会表彰受賞者について

○教育長 次に日程第3、教育長報告事項に入ります。

「平成30年度教育委員会表彰受賞者について」説明をお願いします。

○教育長室長 「平成30年度港区教育委員会表彰受賞者について」ご報告をさせていただきます。本日付報告資料ナンバー1をご覧ください。

まず、教育委員会では区内在住または在学の幼稚園児、小学生、中学生等が東京都大会規模以上の行事等で優秀な成績を収めたとき、また他の模範となる顕著な功績があった場合、その功績を称えるとともに、他の児童・生徒等の意欲を呼び起こすことを目的として、今年度も表彰を行います。

受賞者についてでございます。各学校からの推薦に基づき、内容を審査した結果、現時点では別紙1の名簿のとおり個人41人と5団体を表彰する予定でございます。学校等からの推薦書の提出があった応募者数は51人、5団体となっております。

功績は表の内容にあるとおり、音楽やスポーツ、研究や文化活動まで多岐にわたっておりまして、幼稚園児から中学校生徒まで、また公私立の多くの皆さんが活躍をされました。区立小学校、私立中学校、地域で活動するクラブチームも団体に素晴らしい成績を収められている状況です。

受賞者の選考につきましては、教育推進部長を委員長とする港区教育委員会表彰審査会において、大会規模それから競技の安全性等を確認の上、被表彰者を適正かつ公平に選考してございます。

受賞される皆さんについては、2月7日木曜日午後4時から区役所9階の会議室で表彰式を行いまして、功績を称える予定でございます。記念品は、例年同様ではございますが、幼稚園児にはえんぴつセット、小・中学生には多機能のペンを贈呈する予定でございます。

なお、表彰の内容については4月発行の教育委員会広報誌「ひろば」で紹介をする予定としてございます。

説明は以上でございます。

恐れ入ります、この受賞者名簿に1点、誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。3ページ目の39番、佐々木ユリアさん、白金の丘中学校でございますが、「JAF」ではなく「JFA」でございます。訂正してお詫びいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

○山内委員 ご説明の中で、大会の安全性なども考慮してということ。それは非常に大切なことだと思いますので、ぜひ主催団体、大会の内容についても適切さを見ていただければと思います。教育委員会として表彰するということは、個人を表彰しているわけですが、ある意味でその大会の意義というものを認めた上で、その実績を評価していることとなります。そういった意味では、今、一部、格闘技系の色々な多少怪しげな団体の大会なども見聞きしますので、そういうものはきちんと除外するとか、そういう判断というのはきちんと今後もしながら見ていただいた方がいいだろうと思います。

○教育長 今回、別紙2の「港区教育委員会表彰基準」の「4表彰事由」の①、②以外の表彰もあるのですか。

○教育長室長 今年度、初めて受賞の対象にさせていただいておりますのが、まず41番の第30回フジテレビヤングシナリオ大賞の大賞を受賞された方がいらっしゃいます。中学2年の方なのですけれども、別紙2の基準に沿いますと公共団体等の主催・共催というところがございますが、フジテレビというところでは、特に公共団体の主催・共催はないのですが、全国的に行っているこのシナリオ大賞コンクールがありまして、1,400を超える応募者数の中から、中学生が今回初めて、これまで30回行われている中で初めて受賞をされたというところから、他の模範となるというところを大きく尊重いたしまして、今回、表彰の対象にさせていただいております。

また、団体のところで、42番の芝学園の技術工作部でございますが、本田宗一郎杯がございます。こちらは、ホンダのエンジンをオリジナルに改造いたしまして、走行距離、それからタイム等を競うというものでございます。こちらも全国大会でかなり応募者数も多いということと、歴史のある38回の大会であるというところから表彰対象としました。

○教育長 そうするとその二つ以外は、①ないしは②に該当しているということでしょうか。

○教育長室長 そうですね。全国レベルという視点で、こちらについても。

○教育長 全国レベルというか、国・公共団体、そういう公的機関が何らかの形で主催・共催、後援していれば、①、②以外ではその二つということですよ。

○教育長室長 そうですね。

○教育長 内容を見る限り、③のエに該当するということですよ。分かりました。

○教育長室長 表彰者の推薦に当たりましては、11月末から1月9日にかけて一旦募集をさせていただいたのですが、その後、受賞の状況がありまして学校からまた随時報告が来ておりますので、今、審査をしておりますので、その方たちも対象となればこの表彰式の際には表彰させていただきたいと思えます。今のところ3件程追加がある予定でございます。

○教育長 漏れることはないのですよね。

○教育長室長 できるだけたくさんの人を表彰したいというところで受付はしているのですが、もうそろそろ、今月いっぱい中には。

○教育長 事実上は無理だけど、表彰式の前の日までに来たものは表彰するという考え方でいいですか。2月6日以降、表彰式後に出てきたものについては翌年度に表彰するというのでいいのですか。

○教育長室長 はい、翌年度になります。

○教育長 来てなかったらだめですということはないのでしょうか。

○教育長室長 それはいいです。いずれかのところ、どこかではきちんと表彰はさせていただきます。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 2 平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る「今後の取組の方向性」の事後点検内容について

○教育長 次に「平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る『今後の取組の方向性』の事後点検内容について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは報告事項2になります。「平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る『今後の取組の方向性』の事後点検内容について」ご説明させていただきます。本日付資料ナンバー2をご覧ください。

まず概要でございますが、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育委員会が行う事務についての執行状況の点検及び評価を実施する中で「今年度の取組の方向性」を示しております。港区教育委員会では独自に翌年度に事後点検を行いまして、取組の方向性で示した内容の進捗状況を確認しております。

これまでは8月1日を基準日として実施をしておりましたが、より事業の進捗状況の確認を確かなものとするために、できるだけ長期間の事業点検結果を確認できるよう、今回から基準日を12月1日と変更いたしました。

資料につきましては2ページ以降に各取組の方向性に対する状況の確認を載せさせていただいております。右側に期間といたしまして、平成29年10月1日から平成30年11月30までの取組状況として、約1年1カ月にかけての期間を確認させていただいております。

本日、ご報告する事後点検内容は、平成29年度に実施した平成28年度分の取組の方向性についての報告となります。

ではお聞きいただきまして2ページでございます。進捗状況の確認としていくつかご報告をさせていただきたいと思っております。まず「豊かな心の育成」といたしまして、学校教育推進計画から事業を打ち出しておりますけれども、こちらは長期間にわたって学校を欠席する児童・生徒、不登校傾向の児童・生徒を支援していく体制の充実というところで、スクールソーシャルワーカーである

とかスクールカウンセラーを活用して、教育と福祉の両面から問題の解決に当たるといったものでございます。心のケアの充実に関しましては、スクールカウンセラーを年814回配置しております。30年度においても同様の実績ということで、29年度、30年度同様の実績という見込みとなります。その中で、不登校の未然防止と早期発見・早期解消ができたケースが年々増加しているという状況が見受けられます。また、スクールソーシャルワーカーを派遣することで、養育状況の改善に向け助言し、改善したケースが出てきたということで、今後もこうした助言を活用して継続的な支援体制を構築するように努めていくものとしています。

また、相談体制の充実の部分では、平成30年度は研修を6回開催いたしまして、教員の幼児・児童・生徒及び保護者の困りごと等に適切に対応する相談技術が向上しており、相談体制が強化されているという確認がされております。

続きまして「特別支援教育の推進」に当たりましても、特別支援教室の集中利用や学習支援員の配置時間数の増加等、さまざまな取組を実施しているということで、教員の資質向上の観点からも個別の事例を活用した内容の研修を特別支援教育担当者会で実施し、さまざまな実態に応じた指導が展開できているということで、こちらも指導力の向上を図っているものでございます。8割の保護者からも、子どもたちが特別支援教室に通うことで学習に自信を持つていくなどといった肯定的な回答をいただいております。

続きまして生涯学習推進計画の関係でございます。こちらは、学びの意欲が一層高まるように区民の学びの成果を活かす機会を充実するというところで、「まなび屋」の充実でございます。これまでの利用する側の人数5人以上というのを3人以上とするということで条件を緩和してまいりました。その緩和した結果でございますが、記載のとおりでございます。こちらは平成30年度は12月1日現在の実績となっております。「まなび屋」の講座は11月に1回実施したほか、今後また年度末までに3回実施するということになってございます。

続きまして、スポーツ推進計画からでございます。障害のある人がするスポーツの振興というところで、障害スポーツの観戦・体験機会の創出についてでございます。安心してスポーツを楽しむ環境整備、理解促進のための啓発事業などを展開しておりますが、スポーツ等の体験会等については記載のとおり5回開催をしてございます。参加者の多くの方々から満足度も高く、今後開催する体験会に参加も希望しているという確認をしているということでございます。

続きまして、図書館サービス推進計画からになります。こちらは、まず図書館資料の収集については、区民の幅広いニーズに応えるため、さまざまな視点からの資料充実に向けていくものでございまして、今回、幅広い視点からの資料収集については、右側のところに資料集、その実績、比較等を記載させていただいております。

蔵書の構成等についても、各地区ごとに特色のある蔵書構成に配慮をして進めているという実態がでございます。

最後になりますが、恐れ入ります7ページでございます。港区子ども読書活動推進計画でございます。学校図書館を活用して授業の理解を助けていくというところでございますが、平成29年度

から全校に配置している学校司書と教員が密に連携して、授業における学校図書館のさらなる活用を推進しているところでございます。年度当初に学校図書館利用計画を立てまして、スケジュールや利用方法等について共通理解のもと、学校図書館の利用を推進しております。団体貸出、1カ月100冊程度の貸出サービスを行ったり、利用方法についてより分かりやすいように手順書やQ&A、それから団体貸出の実績一覧等をまとめまして、連絡会等で各校に説明、意見交換を行って双方で共通理解を深め、これを推進しているという状況でございます。

また、調べ学習の支援・推進におきましては、学校と連携した取組として、学校司書による調べ学習支援、区立図書館の司書が学校を訪問して「調べる学習コンクール」の周知と講座を行うなど、平成29年度は73件、平成30年度では109件のコンクールへの参加があります。着実に参加件数を拡大しているという状況でございます。

今後の取組の方向性の事後点検につきましては、はなはだ簡単でございますが、説明は以上でございます。

**○教育指導課長** 済みません。「豊かな心の育成」の中で、1点、私ども報告の中に記載漏れをしてしまった点がございますので、補足説明させていただきます。相談体制の充実の中に、教育センターの方に学校教育相談員2名を今年度から配置をしております。この目的は、学校で不登校になってしまったお子さんが教育センターにかかっているケースが多くて、教育センターの相談員と学校の担任や管理職との連携がなかなかうまくいかなかったりとか、中には私立でやめたいということで学務課に相談が来たりとか、また教育センターの方に電話が来たりとかするのですけれども、その連携をする上で、もともと退職された校長先生方を採用していますが、そういった方を入れることによって、今、学校を回ってもらって、状況ですとかそういうのをきちっと確認しながら相談を充実させるという作業をやってございますので、この場で申し上げて、文章については後からつけさせていただきますが、あわせて報告をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

**○教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

**○小島委員** 7ページの図書館関係の件です。この間、島根県松江の学校図書館の応援の仕組等、色々勉強させていただいて、それと比較しながら今見ているのですが、港区としても色々学校図書館の利用関係の充実をこのように図って、大変よかったと思うのですが、今後、この間、行政視察に行って、それをこの件についてどのように反映させていこうかというか、まだ視察したばかりなのですが、何かお考えはあるのでしょうか。

**○図書文化財課長** 先日、島根県松江市の方に訪問させていただいて、色々感じたのは、我々も色々なことをやっているのですけれども、同じところにぶつかっているものがあるなと思ったのが、実際、教育活動の中で学校図書館をどういうふうに使っていくのか、実際にどうやって使われていて、それがどんな効果を生んでいるのかというところを一番大事だなと思っています。そのためには、我々図書館だけではなく、学校の図書館に関係する方々の理解と協力を得ながら、実際の教育課程の中に組み込んでいくといったようなことを丁寧にやっていく必要があるなと考えてございます。

私からは以上です。

○小島委員 この7ページの右側の取組状況の最初のところで、年度当初に各学校で副校長、図書担当教諭、学校司書、RAS、学校司書委託事業者が集まって年度計画を立ててと書いてあるのですけれども、これは非常に大事なことなのですが、ここで「図書担当教諭」と書いて、「司書教諭」と書いてないのですが、これはどうしてなのですかね。

○図書文化財課長 司書教諭がいる学校といない学校があるということで、それをひっくるめて図書担当教諭ということで記載をさせていただきました。

○小島委員 あと、学校司書だけでなく学校司書委託事業者というのは何社ぐらいあるのですか。

○図書文化財課長 こちらは、学校司書自体を派遣というか事業自体を委託している事業者がおりまして、その事業者の責任者とかも各学校に全部責任を持って出てくるようにということで、委託して、事業者が各学校にも週1回行っておりますけれども、それを管理する側の会社の人間ということになると、実際は1社でございます。

○小島委員 1社ですか。

○教育長 よろしいですか。

この報告には直接、関連がないのですが、今、司書教諭の資格を持っている教員はどのぐらいいるのですか。

○教育指導課長 今、具体的な数値は手元に持っていませんが、ほとんどの学校に司書教諭の資格を持っている者はいるはずですね。過去に見た中ではですね。ただ、異動がありますので、たまたま持っている方がどうしても教科の関係で異動してしまうと、その後に必ずその司書教諭の資格を持っている人が来るとは限りませんので、流動的に前後したりとか、ある学校にその方がかたまってしまうこともございます。

○教育長 司書教諭の資格を取るための研修はどんなものなのですか。

○教育指導課長 夏の大学講座の中で、2年ぐらい通うと無理なく単位が取れますので、それをあえて取っている方もいらっしゃる状況です。

○小島委員 12クラス以上ある学校は司書教諭を置かなくてはいけないのではないですか。

○教育指導課長 それについては、達成しております。

○教育長 松江市は司書教諭と学校司書と、さらにいえば図書館長と呼ばれている校長と一緒にあって先進的に取り組んでいました。学校図書館の三つの機能のうち、読書センター機能以外の部分が港区は体制を含めて弱いと今回の視察で感じました。今後の施策としてどうするのかというのは、これから検討していかなければならないと思います。

○小島委員 島根にはRASさんというのはいなかったみたいですね。いましたっけ。話していてRASという名前は全然出てこなかった。

○教育指導課長 RASというのは港区でつくった制度ですので、ほかの区にはない。似たようなのは中野区にはありますけれども。本来ならば、高校あたりだと完全に図書室に1名ないし2名、専属の司書教諭ですとか図書館の司書がいるのですけれども、義務教育学校においてはそこまでは規定されていませんので、そこで港区の施策としてそれに合ったような人をボランティア活動を主

に置こうというのがRASという仕組みでございます。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

### 3 港区立みなと科学館ロゴマークの公募について

○教育長 次に「港区立みなと科学館ロゴマークの公募について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは本日付教育委員会報告資料ナンバー3、こちらをご覧くださいと思います。「港区立みなと科学館ロゴマークの公募について」ということです。

こちらは、32年4月開設予定のみなと科学館の開設に向けて、その機運を醸成していく、こういったものを開設するというのを皆さんに広く知っていただく、あるいは開設以降も誰からも愛され親しまれる施設となることを目指して、ロゴマークを公募によって作成したいというようなことでございます。この公募でございますが、今回、対象を港区在住・在学の小・中学生を対象に募集をしたいと思っております。

2番目、募集期間でございますが、31年2月1日から2月28日、来月いっぱい、1カ月間ということ考えています。

選考方法ということでございますが、集まった作品の中から、4番に選考基準がございますけれども、この基準に基づきまして、3～10案、いくつか選ばせていただいて、新教育センター開設準備検討会というものが教育委員会事務局内にある組織でございますけれども、この中である程度絞り込んだ上で、最終的には、区立幼稚園、小学校、中学校の校長の先生に投票していただいて作品を決定できればということ考えてございます。

4番のところ、選考基準ということで、広報性・共感性・創意性・展開性というこの四つの視点で、こういったものに基づいて審査をしていければと思います。

5番、その他で、選ばれた作品をデザインしてくれた児童・生徒には表彰状ですとか記念品を贈呈する予定でございます。

それでは、2ページ目、裏面の方をお進みいただければと思います。この後のスケジュールでございますけれども、まず2月に作品を募集した後、3月に一次選考ということで、ここで3～10に絞るという作業をいたします。いくつかの絞り込んだ作品が決まりましたら、場合によって、ラフなデザインという形になっている場合、それをデザイン化するという作業、あるいはそれが実際に使えるものなのかどうかというような商標調査、こういったものを行います。最後、5月にデザイン化されたものについて二次選考ということで、校長の方にお示しをして投票していただくということで、一番多くの票を得た作品をこうして決定できればと考えています。

実際に、商標の関係の手続というのがその後時間がかかりますので、それが完了次第、使用開始ということ考えております。

参考までにほかの科学館のロゴマークの例を載せていただいております、次のペーパーでは、応募用紙ということで準備をしているところでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問をお願いします。

○山内委員 このロゴマークをせっかくつくるのであれば、長く親しめるものや、この選考基準を満たしたものがいいと思うのですけれども、その際に、一応一次選考の後でデザイン化の委託を場合によってはしますというようなお話でしたけれども、子どもたちがつくってきたものを本当の意味で、視認性、見やすさとか色々なものを含めてよいものにするということを考えると、最終的に最後もう1回プロの人に場合によって手を加えていただくという必要が出てくると思います。

あるいは、図柄と文字のロゴも、もしかしたら別の人が出したものを組み合わせた方がいい場合もあるかもしれないので、そういう意味では5月の二次選考の後にもう1回、それを最終的によりよいものにするのですかね、できるようにそのプロセスを加えておいた方が、実際それをするかしないかはできばえにもよるでしょうけれども、しておいた方がいいのじゃないかなと思いました。

○教育企画担当課長 まず一次選考で決まったもののデザイン化に当たって、そこでしっかりとその辺を考慮してというか、しっかりとしたものをデザイン化できればと思いますけれども、場合によってはそこをさらにブラッシュアップするこめの作業というのにも検討させていただければと思います。

○教育長 これまで、区では様々なロゴマークもつくってきたけれど、一次選考で全てデザイン化する作業ってやっていましたか。山内委員が言われたように最終的に決まったものについてデザイン化しているのではなかったかと思いますが、いかがですか。

○教育企画担当課長 過去に港区のマークですとか、シティハーフマラソンの募集もやっているのですけれども、対象が実際にどなたでもということで、条件はデザイン化されたものというような、その後直すという場合もあり得るのですけど、基本的にはそういう条件でやっておりましたので、一次選考においてのデザイン化というのはご指摘のとおり例はこれまでにないです。

○教育長 一次選考でやらないといけないのですか。

○教育企画担当課長 幅広く小・中学生という形でさせていただいておりますので、そもそもスキルといいますか、そういったものを見比べると、せっかく発想のいいデザインとかが採用されなくなってしまうとか、そういうこともあろうかと思ひまして、同じような状態にした上で審査するというのも一つのやり方かなと思います。

○教育長 小・中学生らしい点を評価してもらった方がよりいいのではないかと思いますか、どうですか。

○教育企画担当課長 話がずれてしまうかもしれないのですが、一次審査でそれなりにたくさんのお応募をいただいて、そこから1桁に絞り込むという作業がありますので、そういったところはまさに、本当に生のデザインというか、そういったものを見て絞り込んでいくという作業を想定しております。あとは、実際に例えば3点に絞り込んだ後の、最終審査に向けてどうやっていくかというところに関しては検討の余地もあろうかと思ひますので、例えばデザイン化したものと原案を両方つけるとか、あるいはそのものを使うとかという形で、それを決定した後のデザイン化に回すとか、

その辺は進め方として検討させていただければと思います。

○**教育長** 費用がかかるわけで、費用をかけてもここで入れる必要があるのかということもあります。長く使ってもらう、親しまれるためにこの段階でもやる必要があるのかというのは、費用対効果の面でも考えなければいけないと思います。

最終決定レベルじゃないと商標登録申請というのはできないのではないですか。デザインが変わってしまったら意味ないのかなと思いますが、どうですか。

○**教育企画担当課長** ご指摘のとおり商標調査の段階では、申請の前段階といいますか、それが実際に申請を出しても通りそうかというようなところを確認していくというような、そういった調査になるかと思います。

○**教育長** 一次選考のものをみんな調査にかけるのでしょうか。

○**教育企画担当課長** この調査にかけるものに関しては、基本、一次選考の中でさらに3～10に絞り込まれた作品を調査すると考えています。

○**教育長** それも経費がかかかりますよね。

○**教育企画担当課長** そうですね。こういった専門に調査できるところに委託をということで、特許事務所に委託する予定です。

○**教育長** 調査だから無料というわけではないですよ。

○**教育企画担当課長** お金がかかります。

○**教育長** その辺よく考えないとと思います。

この施設はどういう機能を持って、どんな施設なのかということがわからないと、小学生であれ、中学生であれ、ロゴマークを作れないと思いますよ。この施設を知っている人が審査するのだから、せっかく応募しても、全然イメージと違うものであったら、選考で落ちてしまうでしょう。そのためには、募集段階でどれだけ情報を渡してあげるかということが重要になってくると思います。それはどう考えていますか。

○**教育企画担当課長** 募集に当たっては、一つは学校を通じて周知を図るということで、具体的にはチラシを個別に全員に渡してもらうという話になってくると思うのですが、その際に、詳細、細かくどういうものにするのかということでは最後詰めますけれども、科学館全体の施設のイメージをつけたりとか、配置の中で施設にこういったものがあるということで、展示コーナーとかプラネタリウムとか実験室があるとか、そういったものを募集に合わせて配って、それでちゃんとイメージを頭の中でつくってもらった上でデザインを出してもらえればと思います。

○**教育長** そのとおりです。それをどこまでやるか、どんな内容までやるのかということだと思います。いい作品が出てくるかは、それにかかってくると思います。最終的にどんなものがロゴマークになるのか分からないけどそこは大事なので、イメージが実際のも的一致するようにお願いします。

ちなみに、ほかの科学館についてはやはり開館前に募集したのですか。

○**教育企画担当課長** 未来科学館については押さえ切れてないのですが、福岡市科学館と高

知みらい科学館、この施設に関しては事前に募集というのを確認しています。

○教育長 分かりました。そこは丁寧にやってください。

○山内委員 今、教育長が言われたように事前にどう周知するかということに関して。おそらくこのロゴマークを公募するというのは、単にいいロゴマークをつくるという目的だけじゃなくて、ある意味で科学館の事前の広報的な活動にもつながるわけです。そしてロゴマーク自体が、今度、事後の開館してからの広報においてもきわめて重要なツールになるので、そういう視点を入れておく必要があるだろうと思います。

それからもう一つは、他のロゴマークの例としていくつか出されていますけれども、例えば福岡市であれば、科学館もあれば、美術館もあれば、博物館もあり、ロゴマークにある程度の統一性をもたせています。ロゴマークの統一性というのはどうしていくのか。せっかく港区は歴史館をつくって、それから今度科学館をつくる。「あっ、港区の文化的な施設だ」と、あるいは片方を見たときにもう片方も同じようにおもしろいに違いないと思ってもらえるような、港区なりのロゴとしての共通性を考えていくのかどうか。それも一つの戦略なのですね。今、お話を伺っているだけだと、あまりそういう戦略まであるようには見えなかったもので、まず小学生、中学生にアイデアを出してもらうというのは非常にいい、事前の広報としてもいいことだと思うのですが、最終的に港区の科学館、歴史館、あるいは今後、図書館というのをどう提起していくのか、ツールとしてこのロゴを活かすか。そこまで、本当は戦略として組んだ方がいいのじゃないかというのが一つ。そうすると、選考というのをここでは区の先生方の校長の集まりで決めますということなのですが、本当にそれで十分なのだろうかということももう一つ考えてもいいのじゃないかと思いました。

○教育企画担当課長 そういった視点も取り入れさせていただきまして、決定に向けて進んでいければと思います。

○教育長 シティプロモーションシンボルマークは登録に時間がかかりかかったので、10月までとしない方がいいのではないですか。特許庁での手続きですよ。

○教育企画担当課長 その辺は10月とあえて限定せずに、実際にご指摘のとおりかかる可能性もありまして、10月というのはあくまで希望的観測も含めたものでありますので。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 今回のオリンピックの件で、デザインでつまづいてしまっていることがありました。この商標調査とか商標登録って、ここは1カ月ぐらいしか見ていないのだけど、これで間に合うのですか。

○教育企画担当課長 調査自体は、この調査の中で委託できる先、見積もりをもらったところに確認をしますと、そのぐらいで調査ができるということで聞いてございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

#### 4 港区スポーツセンタープールの休止について

○教育長 次に「港区スポーツセンタープールの休止について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ課長 それでは本日付報告資料ナンバー4に基づいて「港区スポーツセンタープールの休止について」ご報告させていただきます。

報告内容は、水抜きによる安全点検、清掃、各種補修作業のため下記のとおりスポーツセンタープールを休止させていただきます。

項番1、臨時休止期間であります、平成31年4月8日月曜日から4月12日金曜日までの5日間を予定しております。

項番2、理由は、水抜きによる安全点検、清掃のためです。詳しい日程につきましては、次ページにスケジュールを添付させていただいております。

項番3、告知日は1月29日火曜日を予定しております。利用者への周知方法ですが、記載のとおりとなっております。広報みなとのほか、ホームページ等で周知してまいります。

はなはだ簡単ではございますが、説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 5 港区立小・中学校における「平成29年度 学校給食費未納状況」について

○教育長 次に「港区立小・中学校における『平成29年度 学校給食費未納状況』について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは港区立小・中学校における「平成29年度 学校給食費未納状況」の報告についてご説明させていただきます。平成30年10月31日時点のものでございます。

1の「学校給食費未納状況」について、表をご覧くださいければと思います。左側の区分1の②部分が未納の金額でございます。平成29年度分の未納額ということで、平成30年10月31日付の数字でございます。

区分2のところ、下の段ですけれども、全児童・生徒数と未納の児童・生徒数でございます。児童・生徒数については、欄外にも記載してありますけれども、平成30年3月1日現在の児童・生徒数となっております。一番右側が小学校・中学校の合計です。全体として学校が徴収すべき額として5億5,176万4,266円、そのうち未納額の総額として48万8,758円となっております。未納の割合は0.09%でございます。

下の2の年度別の学校給食費未納状況です。一番下の合計欄をご覧ください。例えば28年度分のところだけ見ていただきますと、28年度末時点で未納額の合計は102万3,251円となっております。これが30年10月31日現在になりますと39万6,216円と、未納額としては減少しております。同様に29年度の年度末の未納金額を見ますと、77万4,925円が先程ご説明しました上段の金額と同じなわけですけれども、未納額については48万8,758円と減っているところでございます。一番右側の欄が27年度以前の分を合わせました累積の合計となっております。小中合わせた29年度分の未納率は、右の一番下のところですが、0.0

3%となります。平成30年7月の文部科学省の調査では、全国の給食の未納額の割合が0.4%となっており、港区の未納率については、全国的に見ると低いと言えます。学校での文書または電話連絡、それから個人面談、家庭訪問での督促が効果を上げているものと考えてございます。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いいたします。

国の調査では、小・中学校別というのがあるのですか。

○学務課長 平成30年7月27日付、文部科学省の方の調査なのですが、「平成28年度の『学校給食費の徴収状況』の調査結果について」という表題になってございます。小学校でいいますと、未納額の割合として0.4%、中学校の方では0.5%という数値になってございます。

○教育長 28年度というのは28年度末ということでしょうか。

○学務課長 28年度末ということで、おっしゃるとおりでございます。

○教育長 いかがでしょうか。

○田谷委員 集金し切れなかった金額はどうなるのですか。

○学務課長 学校給食費の時効につきましては、民法で2年という形にしているのですけれども、2年で消滅するにしても、学校給食費については未納世帯の児童・生徒の分をほかの世帯が納入した給食費で賄っているという状況になっております。公平性の観点からできるだけ支払ってもらいように、2年を過ぎた段階でも各学校で督促を続けていくという状況になってございます。

未納率が非常に低い状況になっておりますので、食材を購入するに当たって、全体に影響を及ぼすということは今のところございません。

○教育長 ほかに人への影響があるということですか。

○学務課長 通常、ほとんどの方が実際に完納している状況なので、年度内での食材費の購入については影響を受けていない。ただし全体的な形で見ると、公平性の観点から「払っていない人、いるよね」という状況になっているのは非常にまずいことですので、督促は続けていくというような仕組みをとっております。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 6 小学校入学前教育カリキュラムの改訂について

○教育長 次に「小学校入学前教育カリキュラムの改訂について」説明をお願いします。

○教育指導課長 資料ナンバー6をご覧くださいませでしょうか。「小学校入学前教育カリキュラムの改訂について」ということでご報告申し上げます。委員の先生方の机のところに、「みなときっずなび『育ちと学びをつなぐ』小学校入学前教育カリキュラム」という冊子を置いてございます。平成27年1月に発行したものでございますが、皆さんご案内のとおり平成29年3月に幼稚園教育要領等が改訂をされました。これに伴って、本当は早く見直しをしなければならないところなのですが、この解説書が出たのが平成30年3月ということで、幼稚園教育要領の中身はどんなこと

が一番重要視すべきなのかということが明らかではございませんでした。ただ、ご案内のとおり、平成30年4月より全面実施となっておりますので、その時点で教育要領の解説書を読みながら、幼稚園教諭の方は幼児教育の中身についてそれぞれ工夫をしながら、新しい教育要領に基づいた教育をしようと努力をして、実践を積み重ねてまいりました。今回、それが1年程になりますので、その実践を積み重ねたものをもとに、こちらの冊子の方の改訂にこれから作業として移っていくということで、今回、報告させていただいております。

改訂のスケジュールとその主なメンバーについては、2枚目、資料6の2のとおりということでございます。細かなことについては、ご説明を省かせていただきます。

なお、改訂しなければならない点について、ポイントということで、参考資料をおつけしてございます。幼稚園教育要領の示すものがカラー刷りのものということで、今回、特筆すべきは、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」ということで、10点、イメージを持っています。その詳細の文章は、さらに1枚おめくりいただいて参考資料ということで、総則の中でどんなことだよということで解説をおつけてしております。

新しい教育要領のイメージはこういったところにあります。ところが、港区のきつずなび・小学校入学前教育カリキュラムの方につきましては、カラー刷りのものの裏面、2ページで指定してありますけれども、主に生活する力、発見・考え・表現する力、かかわる力ということで、三つの力を中心にこれまで編集をしております。この若干のずれがございますので、それをうまく整合性がとれるように、実践と合わせながら、また大学の先生のご指導をいただきながら、新たに整理をしていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○小島委員 よく勉強していないので分からないのですが、30年3月に国が改訂した内容というのは何なのですか。

○教育指導課長 その内容がここにあらわしておりますように、幼児教育において育みたい資質・能力の整理ということで、これまでとちょっと考え方を変えて、幼・小・中・高と全てを知識及び技能の基礎とか、思考力・判断力・表現力等のものとか、学びに向かう人間性等ということで、大きく三つのものを中心にして育てていくのですよということで貫いた形に変更しています。幼稚園ならではのということでは、これまでは、幼児期の教育が終わるまでにこんな力をつけましょうというような姿としてあらわしていなかったものを、具体的な表記をして幼稚園教諭や小学校の教諭が少しイメージしやすいような形に整理をしているということが今回の主な改訂の内容になります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今回の改訂に当たって、国が教育要領等々を改訂したということ踏まえて、それと整合性を持たせるということは当然必要なことだと思いますけれども、一方で必ずしも国がつくったものが常にベストなものだとは限らないと思います。せっかく港区も今まで力を入れて、こういう「みなときつずなび」というものをつくってきたわけで、もしこっちの方が優れているものがある

るのだというものがあれば、当然それも入れ込んでいった方がいいと思っています。そういう点で、せっかくなので伺いたいのは、こういうところはきつずなびの方が優れているとか、あるいは、こういうところは逆にうまくいかないのじゃないかと今の時点で感じているところがあれば、率直に教えていただければと思うのです。

**○教育指導課長** 公立の幼稚園教諭は両方読み込んでいるので、理解としてそんなにずれがないことは分かっているのですけれども、当然、これは保育所の方や私立の幼稚園の教諭の方たちにもお読みいただくための資料ですし、保護者の方もお読みいただくものなので、国の言っているものとスタンスが違うんじゃないかという受けとめ方をされてしまうと、理解が進まなくなってしまう。そこを無理なく理解できるような表現に変えるというのが今回の難しさでもあり、そこはトライだと思っています。こちらの方は「力」という書き方をしているのですけれども、姿ですから、どんな場面でどんな姿を見られるということで、それはどんな力がついたからどんな姿を見られるのだというところのちょっと書きぶりのところが違うので、そこをうまくすり合わせるような形に我々はチャレンジしていきたいと考えています。

**○山内委員** せっかく港区として検討するわけですから、国の基準、出したものとの整合性は必要ですけれども、それ以上のものになるようにぜひしていただけたらと思います。

それからもう一つは、きつずなび、これは家庭にも配布しているものだと思うのですけれども、私が見る印象だと、ここに、例えば第5章が象徴的なのですけれども、家庭との連携っていう書き方であって、これはある意味で、読み手というのはどっちかと言えば幼稚園とか保育園の先生の方を意識しているからこそ家庭との連携なのだと思うのですね。この中に入れるか、これと別にかは別にしても、家庭の方が主語になるようなものというものが加わって、幼稚園と保育園と家庭の教育というのが、いい意味で車の両輪になれるようなものになっていくとさらによろしいのではないかと今、これを拝見して思いました。

**○教育指導課長** こちらは教員向けの冊子なのですけれども、家庭向けの冊子も別途つくっておりますので、そちらは家庭から見たということで、3歳児・4歳児の姿ですとか、しかもそれは英語版もつくっているような状況ですので、そちらはまたあわせて必要があれば見直して、また家庭の方にも配布していく予定でございますので、これはあくまで教員向けということですので、よろしくご理解の程お願いいたします。

**○教育長** ほかにいかがでしょうか。

検討委員会にはもともと公私立保育園・幼稚園が入っている中で、今回、ワーキングチームに私立保育園が入っており、いいことだと思いますが、私立幼稚園は入っていないのはなぜですか。

**○教育指導課長** 保幼小連絡協議会等で常に協議はしているのですけれども、今回、この改訂に私立幼稚園の先生方は忙し過ぎてご参加いただけないということで、お返事をいただけてしまいました。なので、作業には入りませんが、途中途中の案を私立の園長先生方にもご覧いただきながら、ご意見を反映していくように努力したいと思っていますところでございます。

**○教育長** 深澤園長先生はご存じということですのでいいですね。

○教育指導課長 校長先生もご参加いただけると。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 7 平成30年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 次に「平成30年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」をお願いします。

○教育指導課長 資料ナンバー7をお使いしまして、第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議について報告をさせていただきます。

日時、場所、出席者については1ページ目のおりでございます。

2ページ目に移りまして、内容ということでございます。内容については、まず国が、文部科学省が、いじめ対策に係る事例集というのを発行いたしました。こちらは1冊しかないのですが、こんなものなのですけれども、これをいじめ対策会議の中でご紹介をさせていただきました。いじめの発生したときの対処法等々について具体的な事案が出ていますので、そういったことも触れさせていただきました。

(2)でございます。別紙1ということで、いじめに関する現状ということで、別の資料を用意してございます。毎回出しているのですけれども、これについて私の方からこんな特徴がありますということで報告させていただいております。一つの例としては、港区の特徴として小学校1年生のいじめの認知件数が少ないということに関して触れさせていただきました。1年生については、港区は区費講師を配置している関係で、2人担任制みたいな形をとっていますので、子どもに目の行き届く度合いが違うので、いじめの発生件数として少ないのではないかとすることを提案させていただいております。また、いじめの発見のきっかけについては、その資料の裏面なのですけれども、ほかと比べて小学校も中学校も保護者からの訴えが多い。これは場合によってはクレーム的なものが多いのではないかと捉えをしてしまうのですけれども、我々としては、親子関係がよくて、親と子どもで学校の状態とかそういうのを話し合っていて、それをきちっと学校に言える体制がひょっとしたら築かれているのじゃないかという捉え方もできるのじゃないかということで、それぞれ保護者等との連携を充実させるべきだというようなことでお話をさせていただいております。

表面に戻っていただいて、数値が変わっている年がございますが、すごく爆発的に増えているような、平成18年度から29年度が載っていますけれども、これはいじめに関する定義が変わっていくとそのたびに数字が変わっていますよということの解説もつけさせていただいたところがございます。

続きまして別紙2でございます。港区に寄せられた事例ということで、港区内の事例について報告させていただきました。これについては、時間がないので省略を今回させていただきたいと思っております。

港区の具体的な学校での対応について次に報告させていただきました。本村小学校の山村校長と

六本木中学校の石田校長からそれぞれこの記載の内容のとおり具体的な事案として報告をしております。それに対して質疑応答がございまして、特に小学校において特別支援学級から通常の学級へ転籍をしたお子さんがいたのですね。そのお子さんへのいじめの発覚の経緯ということで色々なお話が出たりとか、あと六本木中は外国籍が多いということで、文化の違いがいじめにつながるのではないかなということでご質問をいただいたケースがございました。それについては、それぞれの先生方が回答をしているところでございます。

続きまして別紙3とまた別刷りがあります。子ども家庭支援センターの取組を分かりやすく1枚に取りまとめていただいたものを、これもあわせてご報告いただいております。その後、最初の資料の裏面、最終ページ、4ページにあるような形でさまざまな意見交換をさせていただいたということで、はなはだ簡単でございますが、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 8 卒業式あいさつについて

○**教育長** 次に「卒業式あいさつについて」説明をお願いします。

○**教育指導課長** 資料ナンバー8をご覧くださいませでしょうか。平成30年度港区立小・中学校卒業式の挨拶で扱う内容の候補が決まりましたので、ご報告させていただきます。ご案内のとおり、幼稚園につきましては毎年定型文ということでさせていただいています。今年度、小学校につきましては桂歌丸師匠を候補に挙げてございます。「努力を重ねる、日々の積み重ね」ということをテーマに今、文案の作成を開始しているところでございます。ご意見等がございましたら、反映したいと思っています。

中学校につきましては、日本赤十字社の「ポーランド孤児を救った日本の伝統精神」ということで、ちょうどポーランド国交樹立100年ということ、またそこにかかわる行動のところで、日本的な文化ということで惻隱の情ということがございますので、そういったところを子どもたちにも紹介したいなという思いでこの二つを選ばせてもらいます。

参考として過去に選んだものについて例を挙げさせていただきます。

以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いいたします。

○**山内委員** 二つ目のポーランドのことというのは、今、思いやり、惻隱の情と話をされましたけれども、ある意味でそれだけでなく、非常にポーランドは日本に対しては好意的な国であり、それは共産圏にあった時代から常に非常に好意的で、クラクフには、あの映画監督のアンジェイ・ワイダがかかわった日本美術のミュージアムがあったりというような国なのです。そういう意味では、こういう一つ一つのこのときの行動が将来の国と国のそういう関係にまでつながるといえるような、

そういうことも含めて話してもいいのではないかという感じがしました。

○教育指導課長 一人ひとりの行動が未来をつくっていくというような観点から、そういった言葉をどこかで付け加えるような形をとりたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は終わりとさせていただきます。

## 9 後援名義等の12月使用承認について

10 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について

11 生涯学習スポーツ振興課の12月の各事業別利用状況について

12 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について

13 図書館・郷土歴史館の12月行事实績について

14 図書館の12月分利用実績について

15 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について

16 2月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「後援名義等の12月使用承認について」「生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について」「生涯学習スポーツ振興課の12月の各事業別利用状況について」「生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について」「図書館・郷土歴史館の12月行事实績について」「図書館の12月分利用実績について」「図書館・郷土歴史館の2月行事予定について」「2月教育指導課事業予定について」この8件の定例報告については、配布資料のとおりです。各案件についてご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明委員からそのほか何かありますでしょうか。

よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければこれをもちまして閉会といたします。

次会は定例会を2月6日水曜日午前10時から開催の予定です。よろしく申し上げます。お疲れさまでした。

(午後0時05分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 小島 洋祐